

共有物に関する負担 H06-03-1 《#311》

【問】 正誤をつけよ。

A・B・Cが別荘を持分均一で共有し、特約がない。管理費は、A・B・Cがその利用の程度に応じて負担しなければならない。

《ポイント》 共有物に関する負担

各共有者は、**その持分に応じ**、管理の費用を支払い、その他共有物に関する負担を負う。
(民法 253 条 1 項)

《補足》 共有持分の割合の推定

各共有者の持分は、**相等しいものと推定する**。(民法 250 条)

【答え】 誤り